

《平成28年度から始まる法人および事業所の方針》

ここ3年ほど、例えば自立支援法が総合福祉法への改正をはじめとして、当法人、および事業所は法制度の改正に伴う環境の整備に追われていたような感がありました。しかし、いよいよ当法人は新たな一步を踏み出さなければならない状況になって参りました。

それは懸念事項であった作業スペースの増床、ならびに新たなサービスの創設であります。このことを行わなくてはならない理由の一つに、年々、徐々にではありますが増えていく利用者の増加に対応するため。今はまだ人員配置の上では幾許かの猶予はあるものの、毎年2～4人のペースで利用者が増え続ければ2、3年後には新たな利用者が受け入れられなくなります。各支援学校からの生徒さんが定期的に、安心して入所いただくためには、定員を増加する必要があり、そのためには今の場所プラス新たな作業スペースなどが必要になります。第二に既存の利用者を含め、利用者皆様の新たなニーズに対応することが必要であるということが挙げられます。現在、当法人の3つの事業所にはそれぞれ別のニーズの高まりと課題があります。

生活介護・シオンの家では現在、食事をするにも苦勞するほどスペースが絶対的に不足しております。そしてかつては脳性まひの身体障害者にあふれていた当事業所が今では、知的障害者、ならびにその重複障害の利用者の受け入れが増えてきています。これは当法人では総合福祉法改正に伴い「就労」があまりにもアピールされるが故、障害者の世界でも極端な二分化が始まっているのではないかと考えております。つまりは「就労できる者」と「一般就労できない者」。就労できる者は一般企業や就労継続A型、B型ならびに就労移行を利用し自立の道を歩むが、「できない者」はこれまで以上に何もかも道を閉ざされているのではないかと思います。「できない者」は生活介護へ。ご両親の介護の負担も相当にあるのでしょ。う。「入浴、排せつ、食事介護を行ってくれる事業所を優先的に探しております。作業？訓練？仕事？そんなことより身の回りのことが大変です。」このような声があることが容易に想像でき、悪口ではありませんが支援学校もそのようなニーズを解決できる事業所を優先的に探してくるでしょう。そしてデイサービスに特化した事業所は多数あるのです。

当法人の生活介護には既存の「デイサービス」的な部分は全くありません。山中一正の理念が「どんな障害者も一所懸命に、額に汗して働いてお金を稼ぐことが自立につながる」だからです。お風呂に入って、楽しいことだけをして、というのはかえって障害者のためにならないのです。法改正に伴い、「小規模通所授産所」が「障害福祉サービス事業」となり名前は立派になりましたが、どんどんその実情が自立支援法以前の状態に戻っているのでは？と疑問を呈さざるを得ません。当法人では脳性まひの重篤な障害者であっても作業所で必死に「就労」し、必要な「介護」を受けながら働いてきました。現在の状況は「就

労できる者」を優遇し、それが障害者やそのご家族の間で差別を助長しているのでは？とも感じます。話が長くなりましたが、当法人といたしましては一番の功労者である脳性まひの身体障害者の入所を待ち望んでいるのにも関わらず、一向に引き合いが無いということは、やはりニーズにできていないのではないかと考えます。そのニーズが「入浴、排せつ、食事」であるなら、やはりそれにできていく努力が必要ではないかと考えます。山中一正の理念の補強のためにも前述のニーズが満たされる施設を作り、なおかつ自立のために額に汗して仕事をするサポートを行うのが、シオンの家の課題であります。

就労継続事業 B 型、工房ナザレのニーズも一つは作業面積の拡大です。仕事に対する心意気、作業のスピードなどは十分に特訓されていますが、物理的にもう少し作業スペースが広がれば、さらにいろいろな作業に取り組めるのと思います。課題としては、現在、販売事業が好調ではありますが、好調が故に安定した供給を行うことが難しくなって参りました。またインターネットを駆使した販売も試験的に行っていますので、さらなる需要の高まりによって、一つだけの製造拠点では対応しきれないのではないかと懸念があります。やはり B 型事業においても「新たな拠点、スペース」が必要なのであります。

就労移行支援、ワークス落穂は、まず利用者人員の増加。高まる就労のニーズにいかに対応していくのか。各、支援学校との連携をさらに強化し、利用者の確保がまず優先されます。

このように、生活介護や就労継続事業においては「スペース」の問題により新たな課題をクリアできない事態を阻止すべく、あらたな土地の取得、建築物の構築計画が必須となってくると考えます。また、社会福祉法人制度改革の見地から申し上げれば、余裕財産に対して「福祉サービスへの再投下」が求められ、それに関する計画も提出しなくてはならない以上、従前のように財産（お金）を無限に留保していくというのは難しいという状況であります。

よって当法人の平成 28 年度からはじまる方針として

- ① 新たな事業創出、ならびにサービス強化のため、土地取得を行うこと。
- ② 土地を取得したならば、新しい建築物の建造計画を行うこと。
- ③ 新しく増床したなら、来るべき日のために職員の資質を強化、訓練すること。

この上記三点が平成 28 年度から取り組むべきことでもあります。上記に加え、理事会、評議員会あといたしましては、平成 29 年 4 月 1 日からはじまる制度改革に向けて以下の事項を精査する必要があります。

④ 議決機関としての評議員会

上記①から③について後に述べ、④に関しては来年以降の会の招集に関わってきますので、報告事項として説明いたします。

① 新たな事業創出、ならびにサービス強化のため、土地取得を行うこと。

近年、利用者の増加が見られ、この春に入所してくる4名により、作業スペースの確保が難しくなっており、事業所区画で調整を検討していますが、他法人との係わりもあり、難しいようです。

法人設立から計画している土地取得の件で情報収集に専念してきました。隣接地への取得に期待をしていたのですが、見通しも立たず、ただ時間が過ぎていくばかりです。近隣の土地がいくつか上がっていたのですが、タイミングが合わず見送る結果となっています。最近の情報によりますと、向かいの並びに約40坪の土地が約3700万円で売買していただける事を知り、今回の理事会で検討したいと思っております。

② 土地を取得したならば、新しい建築物の建造計画を行うこと。

上記土地40坪の取得が実現すると、生活介護、収録継続支援B型の作業スペースの確保、デイサービスの一部（入浴等）、新たに相談支援事業や就労支援事業A型等の新規事業等も視野に入れて計画を行いたいと考えています。

また、将来的には店舗などの運営を行い、障害者雇用や利用者の賃金アップに繋げていきたいと考えています。

③ 新しく増床したなら、来るべき日のために職員の資質を強化、訓練すること。

職員の資質向上の為に管理者及び相談支援者等の研修や介護福祉士等の有資格者を増やしていきたいと考えます。さらに、事業所の差別化を図り、機能訓練充実の為に理学療法士等、授産事業の強化として製菓製パンの職人育成やマーケティングを戦略化していきたいと考えています。

《法人の財務計画》

平成27年度における介護給付、訓練等給付のみの見込収入は約1億1千万となり、人件費支出に関しては平成28年3月、給料支払い時点で約6千万程度（法定福利費を含まず、給与、諸手当、賞与のみ）となる予定です。収支差額は4千万～5千万円あたりになると考えております。月々のランニングコストが300万～400万円でありますので最終的な差額は約1千万となる予定です。

平成27年の期首のりそな銀行の残高（運転資金用通帳）は89,302,015円あり、平成28年3月15日現在の残高が97,664,114円であり、差額が8,362,099円となります。

平成28年度の入所予定に関しては、4月の定期的な入所が就労継続支援B型2名、生

活介護 2 名、となっております。来年度の収入に関してはやはり微増ということになります。

人件費に関しては今のところ、新たに職員を雇い入れる計画はありませんが、急な事柄を想定し昨年と同じ額を計上しております。職員の処遇改善に関しては引き続き、山中理事長が精査中であります。

法人といたしましては、前述の土地取得のため持てる財産を投入するべく今までの積立資産の 1 8 0 0 万円を取り崩し、保有現金の中から 3 6 0 0 万円を土地取得のため使用したいと考え、そのような予算書としました。金額に関しては大小するかもしれませんが、前述の土地に関してはこのあたりの価格になると考えられます。建築物に関しては、本年度の建築が難しい場合、来年度に持越しも考えられます。ただし建築物の計画に関しては本年度に何らかかの形にしたいと考えております。建築物建造の際、保有資産の一部は取り崩すかもしれませんが、多くは借入を行うことを考えております。おそらく土地取得のみで平成 2 8 年度は終了し、借入金計画などは来年度以降の話になるかと思えます。

なお一昨年より懸案とされ、予算には計上いたしました「淀川栄光教会耐火工事」に関しては、結論として社会福祉法人は一切の資金支払いは無く、建築物持ち主である淀川栄光教会ならびにアビリティおおさかの資金拠出のもと平成 2 7 年 6 月末に終了し、無事大阪市建築局への報告を終えていることを申し添えます。